

富士市教育委員会		6月	定例会 臨時会	会議録 (令和8年)
開催日 令和8年6月22日 月曜日 開 会 14時15分 閉 会 15時17分			会議場 吉原北中学校 1階 会議室	
出席委員の氏名				
教 育 長	太 田 桂	委 員	塩 谷 知 一	
教育長職務代理者	和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久	
委 員	松 田 靖 子			
出席職員等の氏名				
教育次長	味 岡 俊 雄	文化財課長	植 松 良 夫	
教育総務課長	佐 野 睦 昭	博物館長	石 川 武 男	
学校教育課長	野 村 直 樹	文化スポーツ課長	市 川 禎 久	
学校管理課長	福 永 正 幸	教育総務課調整主幹	前 田 澄	
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡 辺 哲 成	教育総務課参事補	寺 内 浩 二	
中央図書館長	桑 原 正 壽	教育総務課主幹	井 上 美乃里	
富士市立高等学校事務長	榎 俊 英	教育総務課指導主事	瀧 南	
教育研修・特別支援教育センター所長	若 月 佳 妙	教育総務課上席主事	濱 村 美 世	
青少年相談センター所長	松 永 正 之	教育総務課統括専門員	久保田 伸 彦	
		傍 聴 人	5 人	
議題（動議）及び議事の概要				
議第32号 富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について				
議第33号 富士市認定地域クラブ指導者講習要領の制定について				
議第34号 富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領の制定について				
議第35号 富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱の制定について				
議第36号 富士市教育長表彰実施要領の一部改正について				
議第37号 富士市史跡保存整備推進委員会委員の委嘱又は任命について				
議第38号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱又は任命について				
議第39号 富士市教育文化スポーツ奨励賞選考委員会委員の委嘱又は任命について				
(報 告)				
報第3号 富士市公立学校教職員の表彰について				
作成者 瀧 南		署名人		

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、6月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の5月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

私から、市議会の関係で御報告させていただきます。

市議会6月定例会ですけれども、6月12日から29日までの間で開催されております。6月16日に産業教育委員会及び産業教育分科会が開催されまして、議会に提出された陳情及び6月補正予算について説明し、審議を受けました。

また、同日、産業教育委員会協議会の開催をお願いし、適正規模・適正配置基本方針の改定案について説明をさせていただきました。

なお、本定例会におきまして、教育委員会に関連した一般質問は、7人の議員から7件の質問が提出されました。質問に対する答弁要旨は、議会終了後の7月定例会に資料として提出させていただきますので、御了承願います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

「議事の概要」

教育長

それでは、これより議事に入ります。本日は、議決案件8件及び報告事項1件、合計9件が提案されております。

なお、本日の報告案件として提案されております報第3号「富士市立公立学校教職員の表彰について」は、その性質上、秘密会として扱わせていただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

ありがとうございます。同意が得られましたので、当該案件につきましては、会議の進行を一部変更させていただき、各課の報告予定事項の終了後に取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

なお、その際には、関係課長以外の方、また傍聴人の皆様におかれましても、御退席いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の定例会の会議録署名人を指名いたします。和久田恵子委員と松田靖子委員にお願いいたします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第32号案「富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第32号 富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領の一部改正について説明する）

教育長

これより議第32号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

塩谷委員

9ページの8号様式の関係で、1点、質問させてください。

改正前と改正後、これは様式の違いというよりも、書かせる内容が、そもそも新しい様式だと、活動を廃止した期日だけで、例えば改正前にはあった活動廃止理由など、理由を記載する欄がありません。

届出なので理由はいらないのかもしれませんが、一方で、今後、事後のいろいろな検証があつたり、どういう理由でやめざるを得なかったのか、廃止せざるを得なかったのかというところを記載していただくことは、一定の意味はあるのではないかと思ったのですけれども、この理由の欄を削った理由があれば、それを教えていただきたいと思います。

教育総務課長

もともとは理由を記載いただく前提で様式を作成しておりましたが、特段の理由がない場合であっても、この廃止については当方で受理する取扱いに改めることとしたため、そのような内容に修正したものでございます。

塩谷委員

分かりました。届出なので、今おっしゃったように、理由のいかんにかかわらず、届出があれば廃止ということは分かるのですけれども、気にしているのは、その後、また廃止が次々に出たときに、その理由を検証する必要があるその後の体制づくりのために必要なのかな、と思いました。

いろいろな他の事情から理由は把握できるかとは思いますが、届出の段階ではあえて書くことにしないという趣旨で、理解してよろしいですか。ありがとうございました。

教育長

他に御質問はございますでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第32号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第32号議案は承認いたしました。次に、議第33号案「富士市認定地域クラブ指導者講習要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

(議第33号 富士市認定地域クラブ指導者講習要領の制定について説明する)

教育長

これより、議第33号案に対する質疑を行います。質問はございますでしょうか。

塩谷委員

よろしいでしょうか。何点か確認がございます。地域展開の前提として、教育委員会が指導者の資質を確保する、信頼を保つために、この指導者講習の要領を定めることの目的はきちんとしていると思います。けれども、万が一何かあったときに、最初に見られるのはこの要領だと思います。予期せぬ事故や何かしらの責任、法的責任も含めて、もともとどういう体制になっているかというときに、この要領だけの定め方でいいのかというのが若干疑問でして、言葉が足りないところが何点かあるように感じます。幾つか申し上げます。

まず、第1条の関係ですが、毎年講習会を開催するという規定が、下から2行目にあります。先ほどの概要の説明では、年2回開催という話がありました。仮に年に2回実施するのであれば、要領の中でも、年2回開催し、いずれかを受講してくださいというように書いた方が、教育

委員会として毎年実施していること、また、2回きちんと体制整備していることが伝わると思いました。その点は、もう少し要領に丁寧に書いておくとういのではないかと思います。実際に実施できるのであれば、というのが1つ目です。

次に、第2条第2項のこの2行ですが、「認定地域クラブの代表者及び指導者は、少なくとも1人以上は毎年度本講習を受講しなければならない」となっています。つまり、認定地域クラブの中で、どなたか1人は必ず毎年度出るということなのですね。

一方で、第6条第3項の「有効期間は、講習を受講した日から3年間とする」という規定との関係が、毎年必ずクラブから誰か1人出る一方で、1回受ければ3年間有効だというのは、少し規定の関係が分かりにくいように感じます。受講したのだから3年間はよいのではないか、という話にもつながりかねないと思いました。

そのため、第2条第2項と第6条第3項の関係は、もう少し丁寧に示した方がよいのではないかと思います。個人単位なのか、クラブ単位なのかという点も含めて、いろいろな仕組みがあるのでしょうかけれども、その点をはっきりさせた方が曖昧にならないと思います。受講義務の面でも、整理しておいた方がよいのではないかというふうに感じました。

次に、第4条は単純な文言の問題ですが、他の箇所では「富士市教育委員会」は「教育委員会」となっているので、ここは「市」はいらないと思いました。

それから、第5条です。ここはかなり気になっています。「講習を修了した者は、講習内容を認定地域クラブの未受講者に伝達しなければならない」とあります。この規定は、代表者など誰かが受講して、その内容がクラブの指導者の皆さんに伝わることを想定したものだと思います。

ただ、その伝達が本当に行われているかどうかを担保する仕組みを、どこかに置いておかないといけないと思います。この規定だけだと、実際にどのように伝達しているのかが分かりません。別に定めるのか、運用に委ねるのかということはあると思いますけれども、この義務規定だけでは、教育委員会として本当に実施されているかどうかを把握できる仕組みがあるのか、という点が少し気になります。後で問われたときに、申し開きが難しくならないかと思いました。

そのあたり、幾つか申し上げましたけれども、若干気になったので発言しました。質問プラス意見ということで御理解ください。

教育総務課長

委員から様々な御意見をいただき、教育委員会としても、認定地域クラブ指導者講習要領の整備は大変重要であると受け止めております。

まず、年2回の開催についてですが、今年度は7月と来年1月の2回の開催を予定しております。当面は年2回を想定しておりますが、今後、地域クラブの増加も見込まれることから、開催回数については今後の状

況に応じて見直す可能性があります。御意見をいただいた記載内容につきましては、今後検討してまいります。

次に、毎年度、代表者又は指導者が1人以上出席することと、有効期間を3年とすることとの関係についてです。毎年受講していただきたい理由は、講習会で扱う内容が毎年変わり得るためです。例えば、どこかで事故が発生した場合には、その事例を踏まえ、注意喚起すべき事項を講習内容に盛り込むことが考えられます。そのため、各クラブから毎年度1人以上出席していただきたいという趣旨で、第2条第2項に規定しております。

一方、有効期間を3年としている点については、国のガイドラインにおいて指導者登録制度が推奨されており、その有効期間は最長4年とされております。これを踏まえ、富士市として適切な期間を検討した結果、3年としたものです。

また、毎年の受講と有効期間3年との関係ですが、毎年受講していただくのは、先ほど申し上げたとおり、講習内容が年度ごとに更新されるためです。他方、有効期間3年は、受講者としての資格の有効期間を定めたものです。未受講者への伝達についても同様に、講習内容が毎年変わり得ることを踏まえ、受講者からクラブ内の他の指導者へ内容を共有していただきたいという趣旨で規定しております。

ただし、伝達や受講の実施状況については、確認の仕組みが必要であると考えております。そのため、年度末に実績報告等の提出を求め、その中で実際の実施状況を確認したいと考えております。

また、年度途中であっても、教育委員会はクラブを指導する立場にありますので、気になる点があれば、その都度対応してまいりたいと考えております。

塩谷委員

御丁寧に説明いただき、ありがとうございました。要領自体に特段問題はないものと考えております。その上で、この制度を現場に説明する際には、それぞれの規定がどのような趣旨で設けられているのかを、きちんと説明できるようにしていただければと思います。

また、先ほどお話のあった運用や実績報告の仕組みについても、しっかり整えていただきたいと思います。

それが細則として整理されるのか、あるいは実施方法として定められるのかは分かりませんが、その点を整備していただくことで、この要領が何のために設けられているのかという意図が、より正確に伝わるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

併せて、認定の単位がクラブ単位なのか、個人単位なのかがやや分かりにくいと感じました。クラブに対する認定なのか、指導者個人に対する認定なのか、その点を整理していただけると、より分かりやすくなるのではないかと思います。そちらも検討していただけたらと思います。

教育長

他に御質問はございますでしょうか。

保科委員

この第2条の受講対象ですけれども、これはクラブの認定ということの基準とも絡むかもしれませんが、これからクラブをやりたいというような方々、市民に対して、この講習は受けられるようにはなっていないと思うのですが、それは難しいのでしょうか。

教育総務課長

この講習の募集につきましては、まず、認定を受けているクラブに所属する指導者を対象に、教育委員会として、安全面や留意事項についてしっかりお伝えすることを目的として実施することとしております。

これから認定クラブの指導者になりたいと考えている方につきましては、現時点では、この講習会の受講を求めるところまでは定めておりません。

ただし、今年度は指導者資格取得の補助制度を設けており、地域クラブに所属し、指導者資格を取得したい方で、今後認定地域クラブの指導者になろうとする方については、その補助の対象としております。この制度を活用していただくことで、資質や能力の向上につながるものと考えております。

したがいまして、現時点でまだ認定地域クラブではないものの、今後認定地域クラブの指導者になりたいと考えている方に対しては、まずこの補助制度を御案内する形になると考えております。

保科委員

これから拡大的な発展を目指すのであれば、そういう方々も仲間に入れてあげるというのも一つの方法かなと思いますので、御検討ください。

教育長

他に御意見はございますでしょうか。

和久田委員

同様の点で恐縮ですが、改正資料7ページにある「富士市認定地域クラブ活動認定通知書」についてお伺いします。

これと同様に、地域クラブの代表者に対しても、市から代表者としての認定通知書のようなものが交付されるのか、その点を確認させてください。

認定地域クラブ活動として活動していく以上、適切な方が代表者として選任されていることが重要であると考えております。

そのため、代表者に関する認定がどのような形で行われるのか、お伺

いしたいと思います。

教育総務課長

認定制度につきましては、先ほど第32号議案で御審議いただきました「地域クラブ活動の認定に関する要領」に基づき、制度を運用しております。申請に当たっては、申請書に加え、クラブの概要が分かる資料を提出していただいております。

その中で代表者を記載していただくとともに、併せて指導者名簿も提出していただいております。

認定通知につきましては、団体宛てに交付する取扱いとしておりますが、送付先は代表者となります。そのため、通知書自体に代表者の氏名を記載する欄はありませんが、当方で把握している代表者宛てに送付しております。

和久田委員

はい。ありがとうございます。

ということは、そのクラブ活動を認定すると同時に、代表者についても確認した上で通知している、そういう意味合いの通知書ということで理解してよろしいですか。

教育総務課長

認定につきましては、その実施するクラブとその活動内容を認定することになるのですが、当然、申請いただいた内容の中で、代表者ですとか指導者とか、そういう体制も含めて活動を認定することになります。

和久田委員

ありがとうございます。やはり指導者のその能力とか、もろもろが子どもたちに直接的に関わってくるところなので、その指導者の認定というところも、しっかり見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

司会で恐縮ですが、認定する際には、書類だけではなく、ヒアリングも行った上で認定しているという理解でよろしいでしょうか。確認のため、お伺いします。

教育総務課長

申請をいただきましたら、形式的に書類を確認するだけではなく、必ずヒアリングを行い、記載事項について担当で確認させていただいております。

チェックリストのような形で、要件確認書をご提出していただいて、要件をきちんと確認しながら、一つ一つお話を伺っております。そのような形で確認をし、認定を行っております。

和久田委員

ありがとうございます。

教育長

他に御質問はありますでしょうか。

松田委員

皆さんの御意見と少し重なるのですが、この要領自体が、やはり認定地域クラブの指導者の資質向上や能力の向上を図ることを目的としているのだと思います。講習の内容についても、そういった点を踏まえたものになっているのかなと思いました。

その中で、第2条第3項の書き方なのですけれども、誰が読んでも、受けなくてもよい人があるという受け取り方をされるのではないかと思います。資格を持っている方であっても、しっかり資質向上のために受けていただくことが大切ですし、もちろん講習内容も更新されていくのだと思います。

そう考えると、第2条第3項の書き方として、受けなくてもよい人として挙げてよいのかどうかという点が、私としては少し気になります。むしろ、受けた方がよいのではないかという印象を持ちました。

一度ここを例外的に書いてしまうと、後からそれを取り除くのが大変になるのではないかなとも思います。3年の有効期間もあるのであれば、なおさら、皆さん受けた方がよいのではないか、できる限り広く受講していただく方向で整理した方がよいのではないかと思いました。

教育総務課長

第2条第3項につきましては、教員免許を有する方や、公認の指導者資格を有する方については、資格上、既に指導者として必要な能力を一定程度備えていると考えられることから、このような規定を設けた経緯がございます。ただし、今、委員から御意見をいただいたとおり、富士市として必要と考える講習については、資格を有している方であっても、受けていただいた方がよいのではないかという考え方もあるものと認識しております。

一方で、受講する側の負担という表現が適切かどうかはありますが、実効性との関係もありますので、その両面から考えていく必要があると思っております。

本日御意見をいただきましたので、その点も含めて検討してまいりたいと思っております。

教育長

他にはよろしいでしょうか。それでは、他に議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第３３号案は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３３号案は承認いたしました。

次に、議第３４号案「富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第３４号 富士市認定地域クラブ活動費補助金交付要領の制定について説明する）

教育長

これより、議第３４号案に対する質疑を行います。質問はございますでしょうか。

保科委員

補助金の金額は、年度初めに申請書を提出して、交付の決定を受けて、年度末に実施報告書を出していただくような形になる、ということで、よろしいですか。

教育総務課長

今回、この制度を設けましたのは、これまで様々な団体にヒアリングをしてきた中で、立上げ時にはイニシャルコストなど、やはり一定の費用がかかるため、何とか金銭的な助成を考えてほしいという声が非常に多くあったためです。

また、参加費によって運営していく中で、市からの助成がない場合には、保護者に御負担いただく参加費がやや高くなってしまうということもあります。そうしたことから、この制度を創設することとし、現在、議会に補正予算案をお願いしているところです。

実際のお金の流れにつきましては、先ほど申し上げた事情もありますので、年度末に一括して交付する形ですと、クラブ側の負担も大きくなると考えております。そのため、年度当初に概算で申請していただき、市から概算払いを行った上で、最終的に実績報告を提出していただき、精算するという形にさせていただければと考えております。

保科委員

そうであると確かに助かりますよね。そういうことは、別表の補助単

価は、区分のところの（３）参加生徒数というのは、申請の段階ではなくて、最終的に確定したものだということだとすれば、それに関わる資料は実績報告書に付いてくるということですか。

もともと申請のときには参加者名簿を用意されているのですけれども、最終の実績を出すときには、それがないといけないのではないですか。

教育総務課長

交付申請の段階で、会員名簿等を提出していただくこととしておりますので、その時点で、おおよそ参加予定の生徒がどの程度いるのかは把握できるものと考えております。

また、最後の実績報告の際には、活動報告書等とあわせて、必要な資料を提出していただくことになると考えております。

そのほか、第８条において「市長が必要と認める書類」と規定しておりますので、必要がある場合には、実際の状況が分かる資料の提出を求めることができるものと考えております。

保科委員

どうもありがとうございます。

教育長

他に御質問はございますでしょうか。

塩谷委員

１点確認がございます。今の概算払いの関係です。最初にお支払いをして、もし予定よりも大幅に人数が増えた場合に、追加で交付することはあるのでしょうか。

そうしますと、第３条第３項で「年度内に１回限り交付する」となっておりますので、概算払いとの関係では、かえって「年度内１回限り」としてしまいうことで、実際のニーズに十分応えられないのではないかと思います。そのあたりについて、規定との整合がどうなっているのか、少し気になりました。

その点は、仕組みの問題なのかもしれませんが、誤解がないように、周知や説明をしていただくことが必要なのかなと思います。

それから、第８条の関係で、先ほどの実績報告のタイミングですけれども、「補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日」又は「年度末」のいずれか早い日までとなっていますが、おっしゃるとおり、いつ完了したのかを、教育委員会事務局がどのように把握するのだろうかと思います。

おそらく、年度末までであれば分かりやすいと思います。一方で、「補助事業が完了した日から３０日以内に提出してください」となった場合、教育委員会としても、いつ事業が完了したはずだから、いつまでに提出

してもらう必要があるのか、あるいは提出がない場合にいつ催促するのかといった管理が、少し大変になるのではないかと思います。

あえて「完了した日から３０日」としている理由があれば、教えていただきたいということです。

教育総務課長

１点目の支払い関係ですけれども、先ほども御説明したとおり、最初に概算で交付し、その後に参加者が増える可能性はあります。

ただ、参加者が増えることによって収入も増え、この補助金に頼らなくても運営できる状態になれば、追加で交付することは想定しておりません。逆に、返還していただくことも可能性としてはゼロではないと考えております。あくまで年度末に精算するという形です。

２点目の完了報告の関係ですけれども、今回認定した地域クラブには、既存の部活動以外の活動もあります。例えば、K-POP ダンスやアルティメット、空道のほか、「ふじ未来部」として、生徒の関心が高い活動をまとめて実施するものも認定しております。

このため、必ずしも年度末に活動が終了するとは限らず、団体によっては、例えば２月で今年度の活動が終了することも考えられます。

そのため、年度末に一斉に報告していただくという趣旨ではなく、活動が終了した団体から速やかに完了報告をしていただき、それに応じて各種手続を進めるという趣旨で、この規定を設けております。既存の部活動以外の活動実態も踏まえた規定としております。

塩谷委員

第８条の関係については、どちらかというと、各クラブでまちまちだと、実績報告の提出期限の管理などの事務が、かえって大変になってしまっているのではないかと考えたものですから、そのあたりは、「終了後速やかに」ということを周知することで対応できるのかもしれませんが。

けれども、まさにこれから始まりますが、補助金の事業をきちんと実施したかどうかについて、実施、完了、報告という一連の流れをきちんと管理できるよう、ぜひ作っていただければと思います。

教育長

他に御質問はございますでしょうか。ないようですので、議案に対する質疑を終了いたします。 それでは、議第３４号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３４号議案は承認いたしました。次に、議第

３５号案「富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第３５号 富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱の制定について説明する）

教育長

これより、議第３５号議案に対する質疑を行います。質問はございますでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第３５号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３５号案は承認いたしました。

次に、議第３６号案「富士市教育長表彰実施要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局からの説明をお願いします。

教育総務課長の説明

（議第３６号 富士市教育長表彰実施要領の一部改正について説明する）

教育長

これより、議第３６号案に対する質疑を行います。質問はございますでしょうか。

質問がないようですので議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第３６号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第３６号案は承認いたしました。

次に、各種委員の委嘱等についての議案３件をまとめて取り上げます。議第３７号案から議第３９号案までについて、事務局から一括説明をお願いします。

文化財課長の説明

（議第３７号 富士市史跡保存整備推進委員会委員の委嘱又は任命について説明する）

中央図書館長の説明

（議第３８号 富士市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱又は任命に

ついて説明する)

文化スポーツ課長の説明

(議第39号 富士市教育文化スポーツ奨励賞選考委員会委員の委嘱又は任命について説明する)

教育長

これより、議第37号案から議第39号案までの各議案に対する質疑を行います。質問はございますでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第37号案から議第39号案までの3件は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第37号案から議第39号案までの各議案は承認いたしました。

引き続き、各課の報告に移りますが、時間の関係上、後ほどお目通しいただき、御質問がありましたら、改めていただければと思います。よろしくをお願いします。

次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

7月22日(水曜日)午後1時30分から市庁舎6階第3会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。

ここで、冒頭申し上げましたが、報第3号「富士市公立学校教職員の表彰について」を議題といたしますが、この案件は秘密会となりますので、関係職員以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましては、御退室願います。お疲れ様でした。